

# 警戒区域の指定

## 専門家会議諮詢の目安

次に掲げる『アかつイ』、または『ウ』を満たした場合に諮詢を行う。

地域的な陽性者の集中防止（ア）  
【市町村の人口密度に着目】

かつ

市の感染防止（イ）  
【人口10万人当たりの新規陽性者数】

クラスター対策（ウ）  
【クラスターの発生】

## 警戒区域に指定する市町

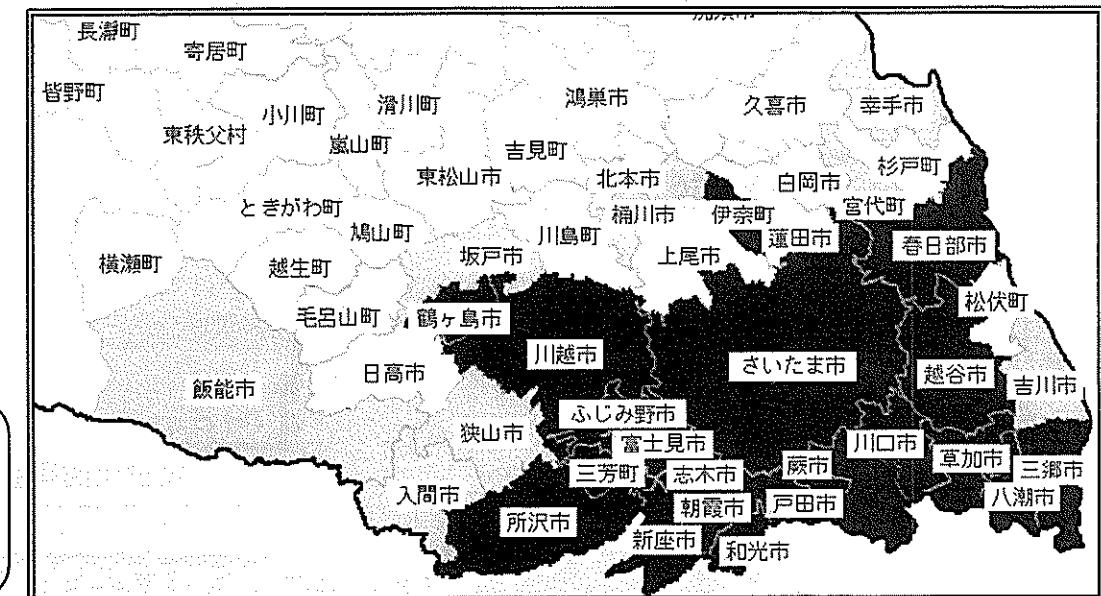
次に掲げる市町を「警戒区域」とする。

**飯能市、狭山市、入間市、  
桶川市、坂戸市、幸手市、  
吉川市、宮代町  
(7市1町)**

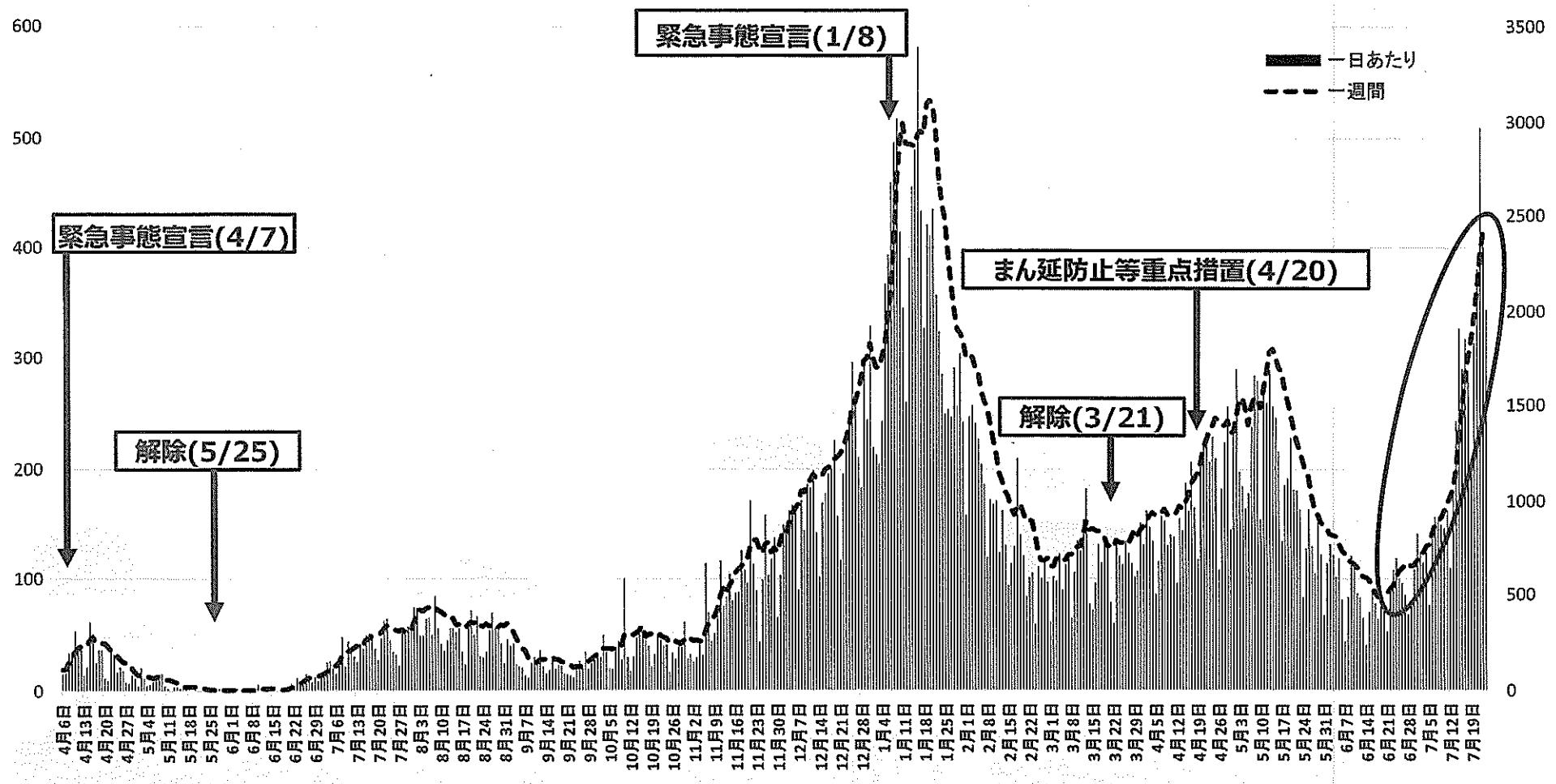
「まん延防止等重点措置を講じる区域」の指定の是非については、今週、開催予定の専門家会議の意見を踏まえて決定する。

## まん延防止等重点 措置を講じる区域

## 警戒区域 (前回指定を含む)



# 陽性者数の推移(日別)



## 警戒区域の指定等に関する知事発言内容（7月26日）（テキスト版）

私の方から、新型コロナウイルス感染症対策における警戒区域の変更について御報告をさせていただきたいと思います。まず初めに、こちらを見ていただくとわかるんですが、これは日別の発生者ベースの陽性者数の推移であります。これまで、日別の感染者数の最大数は、本年の1月16日の582名でありますけれども、7月22日には510人となるなど、当時の最大数に迫る勢いになっています。それのみならず、実行再生産数も若干このところ分母が大きくなっていますので減ってきておりますけれども、それでも1.5を超えたことも最近ではあり、単純計算になりますけれども、2週間ごとに陽性者が2倍になる、こういうペースでこのように急激に増えているところでございます。このまま仮に推移をするとなれば、中等症、重症者数の増にも繋がり、医療逼迫の大きな要因にもなりかねないため、これ以上の感染はしっかりと何としても抑えていかないといけないと考えています。

次に、今回指定する警戒区域について、御説明をさせていただきます。本県では、専門家会議への諮問の目安、これはまん延防止等重点措置の適用を行うかどうかを専門家会議に諮問する目安を定めています。他方で、警戒区域については諮問をする必要はありませんけれども、先ほどの諮問の目安に準ずることになっています。そこで、この表に掲げる（ア）と（イ）というのがありますけれども、この後の両方を満たす場合、もしくは（ウ）の場合がそれに該当します。専門家にもちろん諮問をすることは必要ですけれども、ただ一定のやっぱり時間を要することになりますので、迅速な対応を行うためにはまずは警戒区域に専門家の諮問しなくてもできるようにすると、こういうことを目的にしています。この先ほど申し上げた、こちらですね、市町村、まず人口密度に着目をして、地域的な陽性者の集中を防止するという観点から、市町村の人口密度に着目し、県全体の1週間における人口10万人当たりの新規陽性者数が、ステージ4、ステージ3でなくステージ4となる人数を市町村の面積割合で乗じた人数を基準として、それが直近の1週間で1日でもそれが超える場合の市町村を（ア）といたしました。そして（イ）の方ですけれども、これは市中の感染防止の観点から、1週間における人口10万人当たりのこれは単純な人口割で行った場合、ステージ3となるもの。この両方が跨る場合に、重なる場合に、まん延防止等重点措置の措置区域に行うための諮問、そして先ほど申し上げたとおり、現時点では警戒区域にするということをさせていただきました。なお、こちらの基準ですけども、この中からは、家庭内とか病院とか、

高齢者施設、障害者施設などのいわゆる閉じた感染経路、閉じたクラスターについては除いてございます。この両方に該当する場合、あるいはクラスターが大きなものが出で、これが感染拡大をさせない、こういったことの観点から、いわゆる閉じたクラスターではない、開かれたクラスター、つまり高齢者施設のものは一定程度閉じていますので、そこから大きく広がるという場合は、中で広がるわけですけれども、例えば、夜の街などは外に開かれたクラスターになります。このいわゆる閉じた感染経路を除いた、クラスターが発生した市町村のそこでクラスターが発生した場合の市町村で、なおかつ人口当たり 15 人以上、10 万人当たり 15 人となるような場合、これが（ウ）の基準ですけども、この（ア）と（イ）を満たした場合もしくは（ウ）の場合が、新規に残念ながら該当するところが出てきました。具体的に申し上げますと、飯能市は（ウ）該当します。それ以外は（ア）かつ（イ）ですけれども、狭山市、入間市、桶川市、坂戸市、幸手市、吉川市、宮代町という7 市 1 町が対象となります。なお、この（ウ）条件が適用される飯能市の場合には、これまでしばらく見られてこなかった郊外型の夜の街の飲食を伴う店舗で新規陽性者が出て、そこから別の店舗に移る。こういった一部がクラスター化している、これまで本当にしばらく、全く見られなかったケースですけども、これが今、飯能市で例えば起こっています。なお、まん延防止等重点措置を講じるべき区域、措置区域につきましては、今週開催予定の専門家会合で諮らせていただきたいと思っております。改めてのお願いになりますけれども、措置区域以外の地域についても今、新規陽性者が急増しています。特に家庭内感染が非常に増えております。先ほど申し上げた飲食店、夜の街と同時に、同様に家庭内感染につきましても是非皆様に御協力をお願いしたいんですが、特に、この警戒区域においては、一層の感染防止対策への御協力にお願いを申し上げます。

#### お問い合わせ

知事直轄 報道長

郵便番号 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 本庁舎 1 階

電話：048-830-2070

ファックス：048-830-0029